

事務連絡  
平成24年4月18日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
    国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
    後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療課

#### 東日本大震災に関する診療報酬等の按分方法等について

東日本大震災（以下「震災」という。）により、被保険者等が被保険者証等を提示できないために保険者が特定できないときの診療報酬等の各保険者の支払については、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の按分方法等について」（平成23年4月12日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課事務連絡。以下「4月12日事務連絡」という。）において、連絡したところである。

今般、震災の影響により被保険者証の提示を受けずに保険診療を行った保険医療機関等が、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」（平成23年4月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月1日医療課事務連絡」という。）の3（2）により、被保険者から被保険者証の記号番号を聞き取るなどして、不詳と記載せずに診療報酬等の請求を行ったところ、資格過誤として保険者から診療報酬請求書を返戻された事例が報告されている。

このように返戻された診療報酬請求書については、下記のとおり取り扱うこととするので、ご留意願いたい。

## 記

- 1 被保険者が避難を行っているなどの理由により、再度、被保険者証の記号番号を確認することが困難な場合は、「保険者を特定できないもの」として、誤った被保険者証の記号番号等は抹消したうえで、4月1日医療課事務連絡の3(2)③及び④の扱いに従い、再請求を行うものとする。ただし、この場合の再請求は、当初請求書を提出した審査支払機関へ行うものとする。
- 2 上記1により再提出された診療報酬請求書に関する各保険者の支払は、4月12日事務連絡の2の按分によるものとする。